

**秋田河川国道事務所**  
**= 国道 4 6 号で片側交互通行へ移行 =**  
**道路災害対策支部【警戒体制】へ移行**

秋田河川国道事務所では、平成29年7月23日 9時30分 に、大雨による道路災害対策支部（非常体制）を設置し警戒にあたりるとともに通行止め箇所の補修を進めてきましたが、国道46号の下記箇所において片側交互通行が可能となったことから、平成29年7月24日 3時00分 に大雨による非常体制から警戒体制へ移行します。

1. 通行規制状況 ( 7月24日 3時00分 現在 )

路線名	通行止区間	開始日	解除予定	担当出張所
国道13号	秋田市仁井田横山 ～ 秋田市仁井田新田	7月23日	未定	秋田国道維持出張所
国道46号	大仙市協和稲沢字番屋沢	7月23日	7月24日3:00 片側交互通行 へ移行	角館国道維持出張所

2. 体制経過 (道路)

平成29年7月22日 12時00分 注意体制  
平成29年7月22日 13時00分 警戒体制へ移行  
平成29年7月23日 9時30分 非常体制へ移行  
平成29年7月24日 3時00分 警戒体制へ移行

3. 今後の見通し

解除の見込は未定です。今後の道路情報にご注意ください。

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所

〒010-0951 秋田市山王一丁目10-29

TEL 018-823-4167

道路担当副所長 たぐち かずひろ  
田口 和弘